

令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名：秋田県
農業委員会名：羽後町農業委員会

I 農業委員会の状況(令和2年4月1日現在)

1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)
総農家数	1,763
自給的農家数	368
販売農家数	1,395
主業農家数	281
準主業農家数	262
副業的農家数	852

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	1,826
女性	786
40代以下	167

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	369
基本構想水準到達者	69
認定新規就農者	15
農業参入法人	0
集落営農経営	21
特定農業団体	0
集落営農組織	15

※ 農業委員会調べ

単位:ha

	田	畠				計
			普通畠	樹園地	牧草畠	
耕地面積	3,500	423				3,920
経営耕地面積	3,348	282	133	8	98	3,630
遊休農地面積	1.1	2.4	2.4			4.0
農地台帳面積	2,753	767	767			3,520

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 2年 7月 19日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	15	15
認定農業者	—	9
認定農業者に準ずる者	—	0
女性	—	3
40代以下	—	0
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	7	7	7

※現在の体制を記載することとし、旧・新しいいずれかの記載事項は削除

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (令和2年4月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	3,920ha	3,287ha	83.41%
課 題	農業従事者の高齢化や担い手不足が進む中、中山間地や条件不利農地における農地集積が課題となっている。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 3,319ha (うち新規集積面積 30ha) 目標設定の考え方:過去2年間の推移から農地集積率85%を目指すため
活動計画	「人・農地プランの実現化」を推進するため、関係機関との連携を深め、利用集積・集約化の円滑化に結び付けたい。

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	H29年度新規参入者数	H30年度新規参入者数	R元年度新規参入者数
	3 経営体	6 経営体	7 経営体
	H29年度新規参入者が取得した農地面積	H30年度新規参入者が取得した農地面積	R元年度新規参入者が取得した農地面積
	2.7ha	31.1ha	41.4ha
課 題	設備投資や農産物価格の変遷による営農環境の不安定が起因し、若者の農業離れと農業新規参入者の減少が喫緊の課題となっている。		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

参入目標数	3経営体	参入目標面積	3ha
活動計画	毎年1月に全農家世帯へ発行する「農業委員会だより」にて、新規農業経営参入者にとって有利・有益となる情報を発信するとともに、関係機関と連携しながら支援していきたい。		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現 状 (令和2年4月現在)	管内の農地面積(A) 3923.5ha	遊休農地面積(B) 3.5ha	割合(B/A×100) 0.08%
課 題	既存農家の高齢化と後継者不足が進む中、中山間地、条件不利農地における遊休農地化が増加傾向にある。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 0.5ha		
	目標設定の考え方:農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針に基づき設定		
活動計画	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
	25人	8月～10月	9月～12月
農地の利用状況調査	調査方法	事前に各地区ごとのスケジュール調整を行ったうえで、農業委員、農地最適化推進委員、事務局による現地確認を実施する。なお、遊休化している農地においては、農地台帳及び公図等で詳細を確認するほか、現地の状況を写真で記録し、調査票に取りまとめる。	
農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期	
	11月～1月	1月～2月	
その他			

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (令和2年4月現在)	管内の農地面積(A) 3,920ha	違反転用面積(B) 0ha
課 題	違法転用のに係る情報の周知を行うとともに、農業委員・推進委員による監視が必要となる。	

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和2年度の活動計画

活動計画	8月より実施する農地パトロールの強化を図るほか、毎年1月に発行する「農業委員会だより」やホームページにおいて、違法転用に係る情報を住民へ周知するとともに、相談者への包括的対応も併せて行う。
------	--

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入